提　言　書

「旧興業館」の活用方針等について

～有効活用の具体化に向けて～

令和３年３月

旧考古資料館活用方針等検討委員会

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

Ⅰ　基本理念

１　文化財としての価値を明らかにする・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

２　立地的な価値を示す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

３　開かれた保存・活用のプロセスを通して，多くの人々と価値を共有する・ ３

Ⅱ　旧興業館の活用の方向性

１　活用に当たっての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４

２　具体的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

《参考資料１》旧興業館の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７

《参考資料２》旧考古資料館活用方針等検討委員会設置要綱・・・・・・・・ 11

《参考資料３》旧考古資料館活用方針等検討委員会委員名簿・・・・・・・・ 12

《参考資料４》検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

はじめに

国登録有形文化財（建造物）「鹿児島県立博物館考古資料館」（竣工時の名称は「鹿児島県立興業館」。以下「旧興業館」という。）は，竣工当初から鹿児島県の産業振興施設として建設され，後年「鹿児島県立博物館考古資料館」として活用されてきましたが，平成14年11月から耐震性の課題により閉館しています。

鹿児島県では，旧興業館の歴史的価値等から県有施設として有効活用を図るため，文化財保護法に基づく「保存活用計画」を策定した上で，耐震化等を行うこととなりました。

本委員会は，旧興業館の「文化財としての価値」，「立地的な価値」等を明らかにし，同館の活用方針等について，専門家の立場から検討するために設けられ，令和２年10月から３回にわたり現地確認や意見の交換を重ねてきましたが，このたび，以下のとおり意見を集約し，提言書として取りまとめました。

Ⅰ　基本理念

１　文化財としての価値を明らかにする

(1)　「旧興業館」建設時の思いと歴史的意義の継承

現在，旧考古資料館と呼ばれている建物は，明治16（1883）年，「県下商工業の改良発達をはかる」ことを目的として開催された「第２回九州沖縄八県連合共進会」に合わせ「鹿児島県立興業館」として建設されました。同館の建設には，西南戦争（明治10（1877）年）で荒廃した鹿児島を産業によって再生するという県民の強い思いが託されていたと考えられています。

「鹿児島県立興業館」は「鹿児島県物産陳列場」，「鹿児島県商品陳列所」，「鹿児島県商工奨励館」と名称を変えながら，本県の産業振興施設として，その役割を担ってきました。その後，県立博物館として利用され，広く県民に親しまれてきました。

同館にはこうした歴史的意義を明らかにし，後世に伝えるため，現在の「旧考古資料館」という名称から，元の「興業館」という名称に改めた上で，保存・活用を図りながら，これからの本県の将来に向けて建設時の思いと歴史的意義をつないでいく施設とすることが求められます。

(2)　建築的価値の保存と顕彰

旧興業館は，明治期におけるわが国の欧化政策の象徴である鹿鳴館と同年に建てられ，本県の現存する石造建築としては，旧集成館機械工場（国指定重要文化財（建造物），慶応元（1865）年竣工，現『尚古集成館』）に次いで２番目に古く，当時の石造技術を伝える建造物として貴重な価値を有しています。

石造文化圏にある本県ならではの建築で，左右の対称性を重視し，両側端に入口を設け，洋風を基調としながらも，随所に散りばめられた和風モチーフの細部や，二階の高欄のインドのスツーパ（仏塔）風の擬宝珠など，特徴的な意匠の建造物として知られています。大正３（1914）年の桜島大正噴火と昭和20（1945）年の鹿児島大空襲の２度の罹災を乗り越えて，数次の修復を受けながら活用されてきており，市街地の移り変わりを見てきた証人でもあります。

第一に建物の当初の部材を保存することにより，こうした建築的価値の顕彰を図ることが求められます。

また，保存と整備に当たっては，その計画から事業の過程を県民に分かりやすく伝えることが重要です。

２　立地的な価値を示す

(1)　鹿児島城跡や近代化遺産など歴史的な価値を“五感”で感じる空間

旧興業館は鹿児島城二之丸跡に立地し，令和２年に復元された鶴丸城御楼門や県歴史・美術センター黎明館などとともに「鹿児島城跡」がもつ歴史的な魅力に直接触れることのできる場所にあります。また近隣には，薩摩の近代化を推進した島津斉彬公を祀る「照國神社」や同公が電信実験を行った「探勝園跡」もあるなど，本県の近代化の発祥の地でもあります。

こうした立地条件を生かし，歴史を来訪者が“五感”で感じることができる空間として整備とすることが求められます。

(2)　鹿児島の文化に触れ，落ち着いた時間を過ごすことができる空間

旧興業館は，県歴史・美術センター黎明館，県立図書館，県立博物館，鹿児島市立美術館，県民交流センターなどが建ち並ぶ「かごしま文化ゾーン」に立地しています。同ゾーンを訪れた人々は，文化的な雰囲気に触れ，落ち着いた時間を過ごすことができます。

このような立地条件を生かし，周辺の施設との連携を図りながら，訪れる人が本県の歴史・文化の魅力を満喫できる施設とすることが求められます。

(3)　「まち」を結び，「鹿児島の粋（すい）」に触れる空間

旧興業館は，鹿児島市の中心市街地に位置しており，各商業・観光施設との連携を図りながら，訪れる人の多様なニーズに対応できる施設としていくことが求められます。

また，周囲には国道３号，10号等の国道が走っているなど，交通の要衝に立地しているという条件を生かし，鹿児島の伝統工芸品や特産物をはじめとする本県の産業，鹿児島の石造文化や洋風建築などの「鹿児島の粋（すい）」に触れるとともにその魅力を県内外に発信することで，県全体の振興に寄与する施設とすることが求められます。

3　開かれた保存・活用のプロセスを通して，多くの人々と価値を共有する

(1)　開かれた保存活用の計画とプロセス

旧興業館を生きた文化遺産として継承するためには，第一に同館が持つ価値，活用のあるべき姿について，県民の幅広い関心と理解を深めることが求められます。県教委が令和３年度に策定する「鹿児島県立博物館考古資料館保存活用計画」やその後行われる改修等のプロセスを広く県民に公開し，PRすることが必要です。

(2)　事業運営を幅広い連携により進める

県民の興味・関心，活用のあるべき姿についての理解を深めることにより，旧興業館を県民ぐるみで見守り，生きた文化遺産として育てていくという機運を醸成する必要があります。

その上で，県民はもとより，企業，民間団体等とも連携し，利活用アイディア，広報，資金調達などの面において，幅広く理解と協力を得ながら取組を進めること，すなわち「公民連携」が求められます。

Ⅱ　旧興業館の活用の方向性

1　活用に当たっての考え方

(1)　建物の保存と公開を図る

まず，建築物としての価値を保存することが何よりも重要です。同館は，耐震のための補修が行われておらず，建物の損傷も進行している状況にあり，できるだけ早期に耐震工事等の必要な改修を行い，建物そのものの保全を図ることが求められます。

その上でまず，文化財としての価値に触れる機会として，同館を公開していくことが求められます。その際，例えば，耐震補強などの調査・改修のプロセスを見学できる場所を設けるなど，活用準備段階を県民に公開する工夫も必要です。

(2)　開かれた活用への展開

建物の保全と公開を図った上で，「今後100年を見据えた鹿児島の未来を象徴する」施設づくりに向けて，下記の２点を基本コンセプトとします。

> ①　今後100年の鹿児島の未来を見据えながら，産業，建築，歴史，文化，情報の発信の視点から，鹿児島の未来を象徴する機能を盛り込むこと。
> ②　こうした機能を幅広い主体の協働によって発揮すること。

以上のコンセプトに基づく活用の具体化や事業の枠組づくり，活用と運営を担う主体づくりを進めていきます。

その際，周辺と一体となった活用に向け，関係機関や関係団体等との協議を重ねていくことが不可欠です。

さらに，本格的活用の前段階として，本県の産業や文化と同館を結びつける企画を行うなどの創意工夫を行い，公開された同館の価値を広く県民と共有することが求められます。

(3) 活用に向けての県民の機運醸成

こうした保存・活用のプロセスを開かれたものとし,多くの人々の関心を集め,活用に向けた機運を醸成しながら進めることが望まれます。

建造物としての魅力を発信したり，同館を身近に感じてもらうためのイベントを実施したりすることが必要です。

2 具体的な方向性

(1) 建物の保存と公開を図る

ア 建造物の価値と耐震性能に関する早期の調査・改修

旧興業館の建造物としての価値を保存するため，詳細調査によってその価値を明らかにするとともに，耐震性能についても調査を行うことが急がれます。それらの調査をもとにして，建物を保存する上でまず必要な改修を速やかに行うことが極めて重要です。

また，同館の建築的価値を保全しながら改修を進めるために，各分野の専門家の意見を生かした設計を行う仕組みづくりも求められます。

イ 公開と使用に必要な軽装備の設備の付加

この段階の改修では，今後100年を見据えた鹿児島の未来を象徴する施設としての本格的活用に向けたさらなる工事を想定し，当面は建築本来の価値を毀損しない程度の軽装備の設備の付加に留めたうえで，公開と使用を行っていくこととします。

その際，当初の建築材料の持つ魅力を明らかにするために，建物内部にも石材をできる限り露出する等，この段階ならではの工夫が求められます。

《公開と使用の例》

○ 旧興業館や石造建築を生かした文化活動や研修会

・ 建物の特性を生かした集会施設としての利用，企画の運営

○ 鹿児島の産業・文化を伝える小規模の展示や催し物

・ 伝統文化・伝統工芸・特産物等の情報を発信

(2) 開かれた活用への展開

ア 「今後100年を見据えた鹿児島の未来を象徴する」施設コンセプトの設定

① 今後100年の鹿児島の未来を見据えながら，産業，建築，歴史，文化，情報の発信の視点から，鹿児島の未来を象徴する機能を盛り込むこと。
② こうした機能を幅広い主体の協働によって発揮すること。

この基本コンセプトに基づき，より具体的で実現可能な機能を，下記の**イ**，**ウ**を踏まえた新たな余条件のもとで確定していくことが必要です。

イ 活用と運営を担う主体の形成

上記２点のコンセプトを具体化し，より効果的に活用・運営するには，県だけではなく，鹿児島市や産業・経済関係団体，民間事業者，NPO等の幅広い意見等を反映させる公民連携を実現することが求められます。

県民のニーズなどを踏まえ，民間資金やクラウド・ファンディングを含めた財源の確保など多様な財源の確保に取り組むことが求められます。

ウ 周辺と一体となった活用

特に，旧興業館の新たな活用に当たっては，周辺の土地も含めた一体的な魅力づくりの効果を発揮できるよう，関連施設や駐車場など来訪者の利便性に配慮した施設づくりなどについて，周辺施設関係機関及び関係団体と連携・協議を行うことが必要です。

《新たなコンセプトによる活用例》

ア 産業振興・にぎわい創出による地域活性化の拠点

○ ものづくりと文化についての情報発信施設
- 「興業館」の継承をコンセプトに，伝統的工芸品（国指定に限定せず幅広く，郷土人形，和紙，食文化など）の紹介を目的とし，かつての「物産陳列場」に近い形で展示を再現。特に伝統を踏まえた最新の技術革新やイノベーションについて情報発信を行う。
- 施設内や前庭での伝統芸能の公演や，コンセプトにあった市民・団体主催のミニライブなどの定期的な開催

○ シェアオフィスやサテライトオフィス
- 若手起業家や地域に貢献する事業を志す人々のためにスペースを提供
- デザイン関係や工芸・クラフト関係の業種を集積
- 県外先端企業と地場産業との接続の場

○ 小店舗による「屋台村」的施設
- 「かごっまふるさと屋台村」のような「かごしまの食」等を集めた施設
- 中央公園でのビール祭りやカレーフェスタを常設化
- 「横浜ラーメン博物館」のようなレトロな街並みの再現

イ 鹿児島の歴史・文化に関する情報発信の拠点

○　旧興業館の歴史や鹿児島の石造建築についての情報発信施設

・　旧興業館のこれまでの歴史をそれぞれの時代の事象と合わせて紹介

・　鹿児島の石造建築の他，風土と共生する世界の構築についてミニチュアモデル等を用いて紹介

○　鹿児島城下の歴史についての情報発信施設

・　日本遺産やかごしま文化ゾーンの価値を多くの方々に幅広く，そして分かり易く情報発信をするためのビジターセンター的な機能を持つ施設

・　ガイド受付や語り部との触れ合いの場

ウ　かごしま文化ゾーンをめぐる観光ルート等の拠点

○　ツーリスト・オフィス

・　かごしま文化ゾーンの街歩きのサポート機能を備えた施設で，コミュニティサイクルのサイクルポート等を設置

・　施設の外にデザイン性，機能性の高いトイレ等を設置

○　ウォーキング・ステーション

・　かごしま文化ゾーンに城山を加えた「城山ゾーン」を歴史発見・健康づくり空間と捉え，ウォーキングコースを設定

・　城山ゾーンのウォーキングのサポート施設（トイレ，AED，休憩室等）の設置

エ　静寂で落ち着いた雰囲気を生かした教育・文化の拠点

○　県立博物館の機能の拡充・整理

・　イノベーション（科学技術・産業）関連の資料や漫画文化などサブカルチャーに関する資料の展示など先端的分野に関する博物館機能の拡充

・　本館とのより一体的な活用のため，現在，宝山ホールにある別館機能を移転

○　教育活動における一つの拠点（「あこがれの場」）

・　近隣エリアでの各種文化的イベントの中心的会場

・　県内学校等によるワークショップやシンポジウムの開催会場

・　大学のサテライトキャンパスとしての講座等の実施会場

(3)　活用に向けての機運醸成

ア　建造物としての魅力を発信するイベントの開催

旧興業館の調査，保存・活用を進める全ての段階において，継続的に旧興業館及び鹿児島の石造建築の魅力を発信し，同館の価値について県民の理解を深めていくことが重要です。

イ　旧興業館を身近に感じてもらうためのイベントの開催

旧興業館が県民に愛される施設となるよう，社会実験としてのイベントを機会を捉えて実施することが重要です。

《イベント例》

○　建造物としての魅力を発信するイベント

・　旧興業館の存在をアピールするためのライトアップ
・　石造建築のよさを伝えるための改修工事前及び工事中の見学会
・　旧興業館の文化財としての価値を広く伝えるための講演会やシンポジウム

○　旧興業館を身近に感じてもらうためのイベント
・　竹灯篭などによるショーアップや清掃活動など県民が保存活用事業の一端としてボランティアとして参画できる活動
・　建物前の公園内での文化イベントや伝統工芸品等の物産展示・販売イベント
・　マルシェ，試飲・試食等の物販・飲食イベント

おわりに

旧興業館については，同館や周辺環境の現況等とともに，建設時に込められた先人の思いを尊重し，活用方針の方向性について検討を重ねてきました。

今後，この提言が生かされ，「今後100年を見据えた鹿児島の未来を象徴する」公共空間として利活用されるよう期待します。

《参考資料１》旧興業館の概要

１　登録名（国登録有形文化財（建造物））
鹿児島県立博物館考古資料館

２　所在地
鹿児島市城山町１－１（県立博物館の照國神社側）

３　建築時期
明治16年（1883年）

４　文化財的価値
明治16（1883）年，県の興業館として建設され鹿児島の産業振興に大きな役割を果たした。その後市役所，県立博物館，県立博物館考古資料館として使われてきた。現存する鹿児島の石造建築としては，尚古集成館（重要文化財）についで２番目に古い。
石造アーチ橋の文化圏にある鹿児島ならではの石造建築で，左右対称を重視し，両側端に入口を設け，洋風を基調としながら，随所に和風モチーフの細部，それにインドのスツーパ風の高欄の擬宝珠を混在させた特異な建造物として知られる。
平成10年，国登録有形文化財（建造物）に登録。

５　構造
石造（溶結凝灰岩）２階建　　延床面積　約675㎡（約205坪）

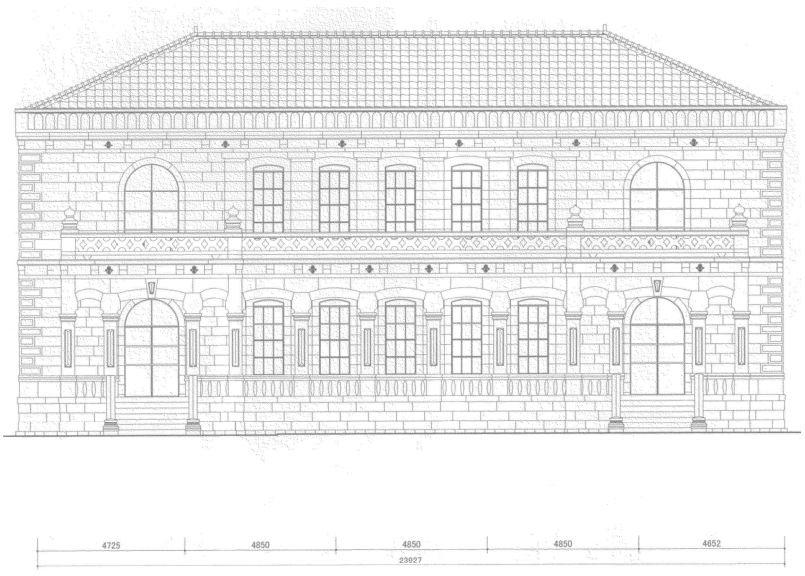

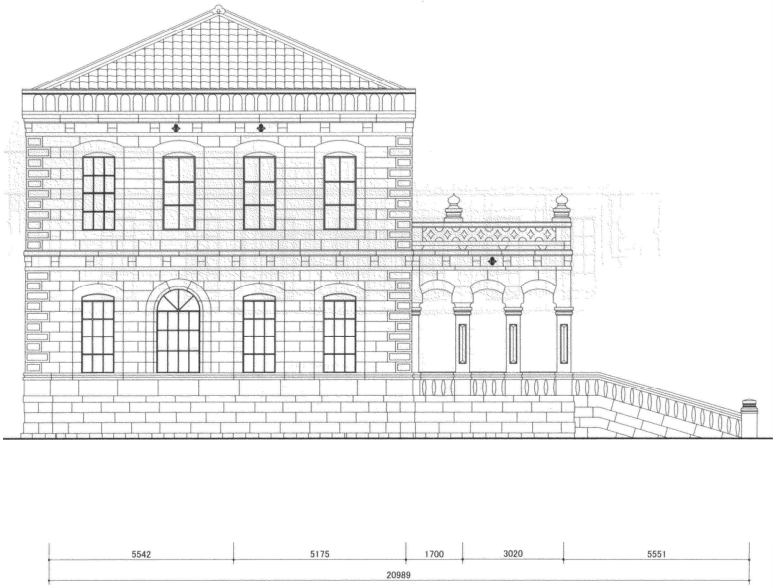

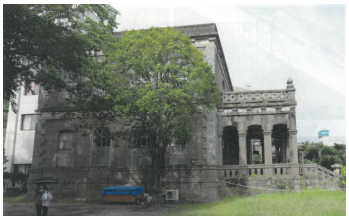

6　経緯

年月	名称（用途）	歴　　史
明16. 9	県立興業館	・明16. 9. 30　県立興業館開業式 第３代県令渡辺千秋（明治13～23：長野県出身）の尽力及び西本願寺からの寄付等による。 ・明16. 10. 1　県職員による興業館見学記録「児玉宋之丞日記」
明22. 4	市役所仮事務所	
明25. 4		
明27. 7	物産陳列場	
大３	火山博物館	・大３．１　桜島大噴火に伴う地震による被災 （ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ倒壊，２階擬宝珠及び手すりの一部倒壊等） ※　噴火（１月12日午前10時） 地震（１月12日午後６時29分） 鹿児島市において震度６，死者13名の被害
大10. 4	鹿児島県商品陳列所	・大11. ５　イギリス王太子エドワード（後のイギリス国王エドワード８世）が観覧 ・昭２. 10　現県立博物館の建物が県立図書館として竣工
昭７. 4	鹿児島県商工奨励館	
昭18. 12	軍部の使用	
昭20. 6	戦災	・昭20. ６　戦災のため石造部分を残して消失 ・昭26. 11　消失した商工奨励館を博物館として再建
昭26. 11		
昭28. ３	県立博物館	・昭28. ３　県立博物館として発足
昭56. １	博物館 考古資料館	・平10. 12　国の「登録有形文化財」として登録（本県第１号） ・平12. 12　耐震診断
平14. 11	旧考古資料館 （閉館）	・平14. 11　考古資料を埋蔵文化財センターへ移して閉館 ・平15. 11　立入禁止の柵設置

7　現況

【東面からの外観遠景】

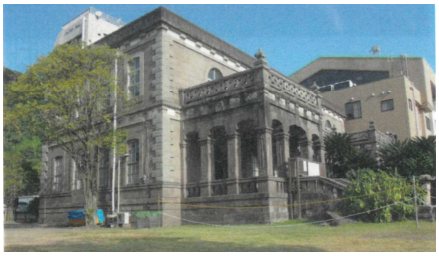

【南東方向からの外観】

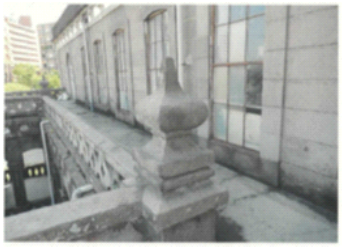

【２階ベランダの擬宝珠風装飾】

【ベランダの装飾】

【１階南面内部】

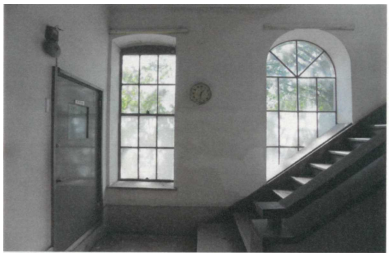

【南側階段】

8 位置図

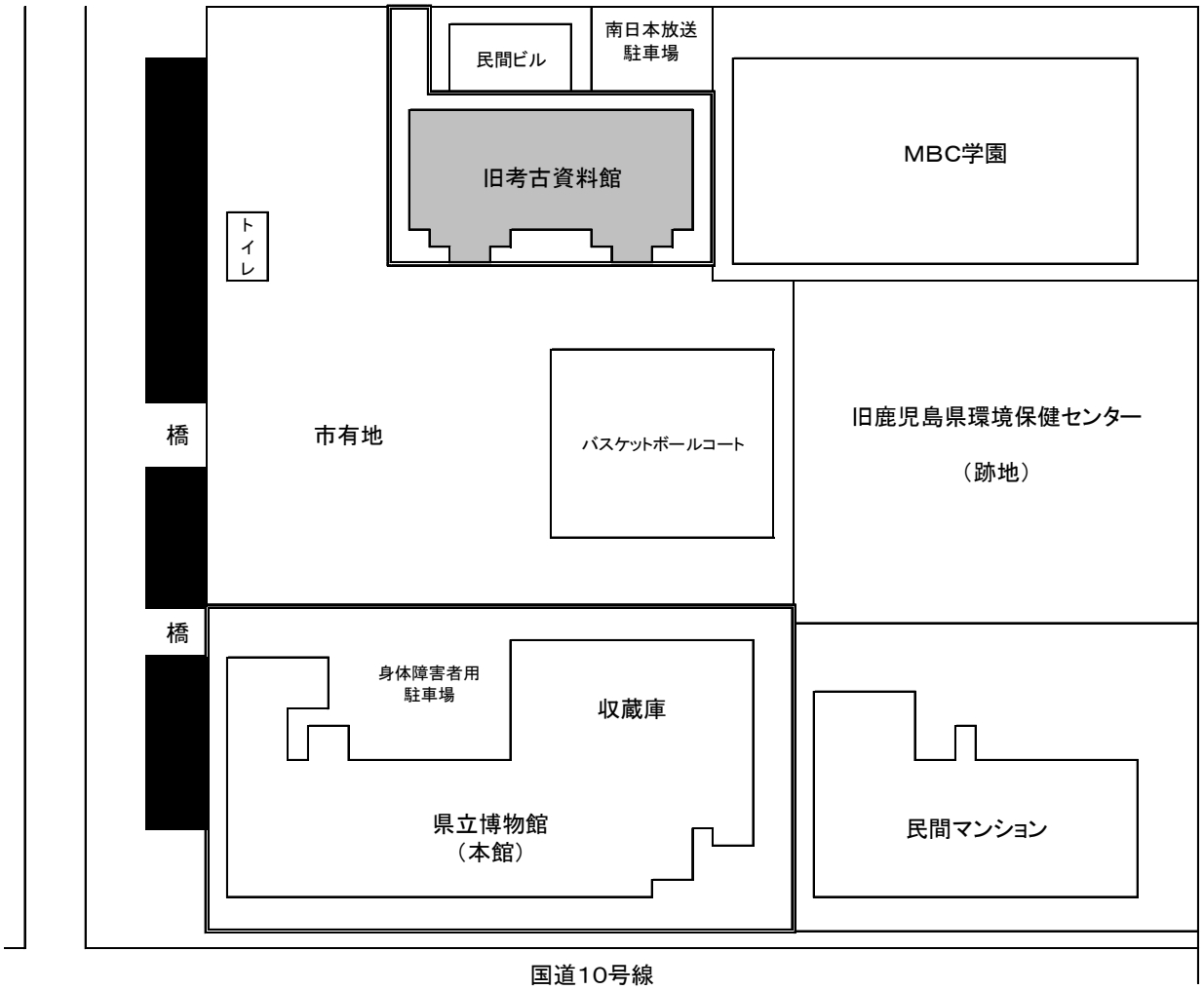

9 平面図

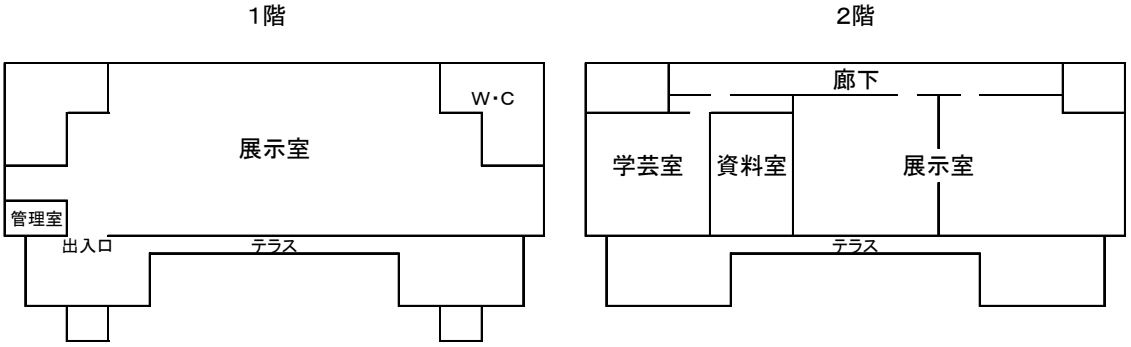

1階部分面積	337.48	㎡
2階部分面積	337.49	㎡
延床面積	674.97	㎡
建築面積	337.48	㎡
敷地面積	543.90	㎡

10　旧興業館の変遷の様子

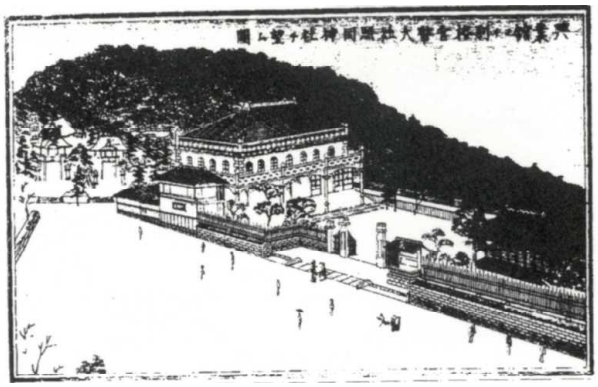

【明治16年（1883年）竣工当初の絵】

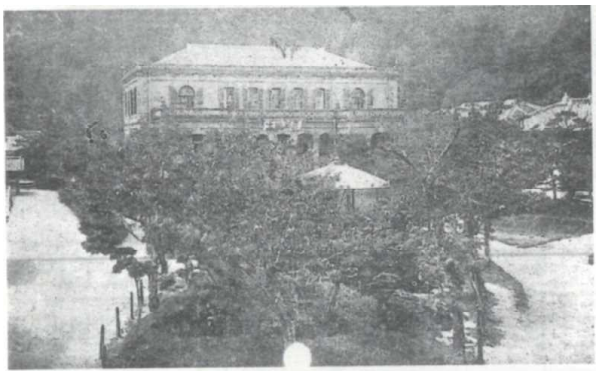

【明治16年（1883年）の興業館】

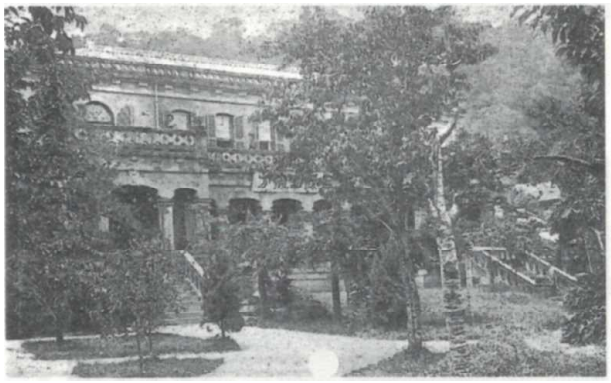

【鹿児島県物産陳列場本館正面】

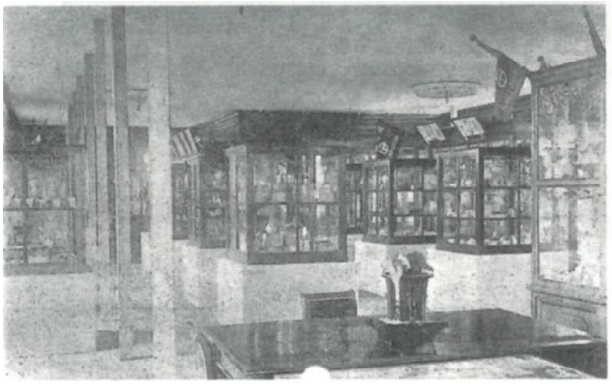

【本館階上工芸品陳列の一部】

【桜島大噴火後（大正３年）の興業館】

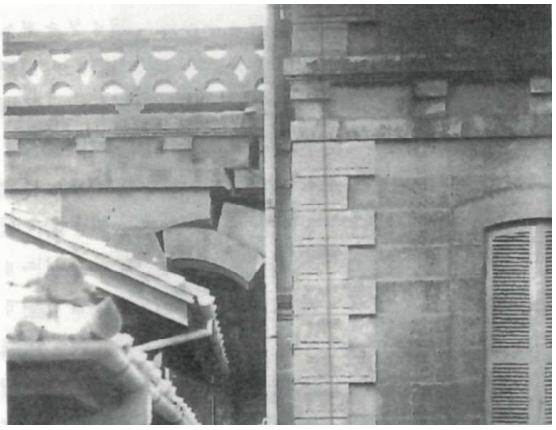

【桜島大噴火後の破損（玄関側面）】

【県立博物館時代の外観】

【県立博物館時代の展示室】

《参考資料２》旧考古資料館活用方針等検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　旧考古資料館の活用方針等について，必要な事項を検討するため，旧考古資料館活用方針等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は，次のとおりとする。

(1)　鹿児島県立博物館考古資料館の活用方針等の検討に関すること

(2)　その他鹿児島県立博物館考古資料館の活用に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は，委員５人程度をもって組織する。

２　委員は，学識経験者等をはじめ様々な分野で活動されている人のうちから教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は，委嘱の日から第２条に定める所掌事務が終了する日までとする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き，委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は，会議の議長となり，議事を整理する。

３　委員長が不在のときは，あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

２　委員長は，必要があるときは，委員以外の者の出席を求めることができる。

３　会議の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（報償費及び旅費）

第７条　委員及び前条第２項の規定により出席した者には，「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

（会議の公開）

第８条　会議は公開とする。ただし，委員会での協議の上，非公開とすることができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は，教育庁文化財課において処理する。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和２年８月18日から施行し，第２条に規定する所掌事務の終了をもってその効力を失う。

（会議招集の特例）

２　この要綱の施行後最初に招集すべき会議は，第６条第１項の規定にかかわらず，教育長が招集する。

《参考資料３》旧考古資料館活用方針等検討委員会委員名簿

○　委員（五十音順，敬称略）

氏　名	所　属　役　職　等
木方　十根	鹿児島大学大学院理工学研究科教授
倉野　　満	県観光連盟専務理事
酒匂　　司	県歴史・美術センター黎明館館長
砂田　光紀	有限会社オフィスフィールドノート代表
永山　由高	鹿児島天文館総合研究所Ten-lab理事長
西　みやび	西みやび事務所代表

（６人）

《参考資料４》検討の経緯

○　第１回委員会（令和２年10月28日：県立博物館４階会議室）
- 事業概要や経過の説明，事例紹介等の後，現地確認
- 活用方針について意見交換

○　第２回委員会（令和２年12月25日：県庁行政庁舎16階教育委員会室）
- 第１回委員会での各委員の意見を踏まえ活用方針について意見交換
- 骨子案について意見交換

○　第３回委員会（令和３年２月18日：県庁行政庁舎16階教育委員会室）
- 委員会からの提言案について意見交換
- 委員会からの提言を決定